

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅴ 相談及び救済

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標とおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅴ 相談及び救済	(23) 人権オンブズ パーソンによる相談・救 済	44 人権オンブズ パーソンが、子 どもの権利に関する 相談や救済の申立 てを受け付けます。 また、人権オンブ ズパーソンや専門 調査員が学校等を 訪問し、相談事例 の紹介や人権の大 切さの話をするこ となどにより、子 どもが気軽に相談 できるような制度 の周知と利用の促進 を図ります。	35条		369	196	人権オンブズパー ソン相談・救済事 業（再掲）	■目的・目標：子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立てを簡易に、かつ安心して行うことができ、市民の理解と相互の協働の下に迅速かつ柔軟に救済を図ります。 ■事業概要：子どもの権利の侵害に関する相談に対する助言及び支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を実施します。	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。 相談受付件数74件（内 救済申し立て件数8件）	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。 相談受付件数96件（内 救済申し立て件数4件）	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。 相談受付件数181件（内 救済申し立て件数4件）	子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行いました。	今後も条例に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済申立てに関する調査・調整等を行っています。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
					370	233	人権オンブズパーソン広報・啓発事業（再掲）	■目的・目標：子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。 ■事業概要：人権オンブズパーソン子ども相談カードやポスター、パンフレットの配布や動画の放映等を行い、制度の周知と利用の促進を図ります。	人権オンブズパーソン子ども相談カードを110,000部印刷し、市内の小・中学校（特別支援学校及び私立含む）等の児童・生徒に配布したほか、啓発チラシを約127,000部印刷し、市内の保育園・幼稚園を通じてその保護者や市内の高等学校（県立含む）の生徒、こども文化センター及び児童養護施設に配布しました。また、啓発チラシの表面をポスターとして学校などの関係施設にて掲出に活用してもらうほか、広報パネルを区役所やアゼリア広報コーナー等で展示し、PR動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映しました。	人権オンブズパーソン子ども相談カードを120,000部印刷し、市内の小・中学校（特別支援学校及び私立含む）等の児童・生徒に配布しました。また啓発チラシを41,000部印刷し市内の高等学校（県立含む）の生徒、こども文化センター及び児童養護施設に配布し、市内の保育園・幼稚園を通じて保護者向けに掲示等の依頼を行いました。 子育てフェスでのパネル等での展示、PR動画をアゼリアビジョンや各区モニター等で放映、子育てアプリ・Xでの広報を行いました。 また、教育委員会事務局と調整を行い、相談カードにGIGA端末から直接アクセスができる2次元コードを掲載し、子どもからの相談についてはGIGA端末を含めメールを利用して実施できる体制を整えました。さらに、こども未来局子どもの権利担当とも連携を密にし、U18のホームページに人権オンブズパーソンのメニューを設け、アクセスしやすい環境を整備しました。	デジタル化の進展等に伴い、広報や相談対応について、必要な改善を図ってきました。 子どもの権利についての普及啓発についてもこども未来局子どもの権利担当と連携して救済を図りながら進めました。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当		
					371	234	人権オンブズパーソン子ども教室推進事業（再掲）	■目的・目標：人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図るために実施します。 ■事業概要：人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図ります。	人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（32クラス、1,023人）、中学校4校（21クラス、658人）及び、児童養護施設3施設（54人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。 また、小学校や中学校で子ども教室の実施後においても、こども未来局子どもの権利担当と協力し一部の学校に「118番キッズ」の冊子の配布を学校に依頼し、子どもの権利の啓発を行いました。	人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校8校（31クラス、839人）、中学校4校（21クラス、678人）及び、児童養護施設2施設（51人）で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。 また、かわさき子どもの権利の日に合わせて、11月からは子ども教室を実施した小学校に相談シスターを配布し、より相談しやすい環境を整えました。	人権オンブズパーソン子ども教室を、小学校、中学校、児童養護施設等で実施し、制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をすることにより、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知しました。 GIGA端末からの相談方法の説明を行うとともに、相談シスターの配布を行うなど、人権オンブズパーソンをより身近に相談できる機関として周知し、利用の促進を図りました。	C	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当		
	(24) 関係機関と連携した相談・救済等	46 関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	35条		372		思春期保健相談	■目的・目標：思春期特有の医学的問題や、性や心の問題等に関する不安や悩みに対する相談に応じることで、母性保健知識等の普及・啓発を図ります。 ■事業概要：各区地域まもり支援センターにおいて、思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有の心やからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談を行います。また、市内の学校等に対して集団指導を実施します。	地域まもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。 必要に応じ、市内の高校生からの事業全体の問合せ等に対応し、妊娠出産、子育てに関する普及啓発を実施しました。予期せぬ妊娠等の相談に対して妊娠・出産SOS事業の広報を行いました。	地域まもり支援センターにおいて性を含めた心や身体の健康について面接や電話による個別相談を随時実施しました。 また小、中、高校、特別支援学校等において、集団指導による健康教育や、講師を招き講演会を実施しました。講演会のテーマとして、命の大切さや性的マイノリティ、デートDV等に関する内容を扱うことで、子どもが自分や相手の命や性を尊重するための意識啓発を行いました。 必要に応じ、市内の高校生からの事業全体の問合せ等に対応し、妊娠出産、子育てに関する普及啓発を実施しました。予期せぬ妊娠等の相談に対して妊娠・出産SOS事業の広報を行いました。	令和6年度以降は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、出前講座を希望する学校が増え、年々参加者の増加が見込まれます。また、予期せぬ妊娠等の相談を受ける妊娠出産SOS事業については、利用者は横ばいではありますが、相談内容に応じて、地域まもり支援センター等の窓口を案内するなどして、相談者が継続して支援を受けられるよう配慮しました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当		
					373	152 193	児童家庭相談事業（再掲）	■目的・目標：子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助します。 ■事業概要：子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和5年度相談受付件数9,248件）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和6年度相談受付件数9,794）。	子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました（令和7年度相談受付件数10,463件）。	様々な課題を抱える家庭に対して、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと適切な支援を実施しました。 また、児童虐待のほか子育て家庭等の課題に対する早期発見・対応、重篤化への防止等に向け、区役所地域まもり支援センターにこども家庭センター機能を位置付け、令和7年度から試行実施しております。	令和8年度からこども家庭センターを本格実施することとし、多様な課題を抱えた家庭・児童への相談に対し、引き続き、区役所及び児童相談所等関係機関のより効果的な連携の充実に向けた取組等を進めていく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
					374	194	児童相談所相談事業（再掲）	■目的・目標：児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を生かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。 ■事業概要：相談ニーズの適切な把握と児童の意思や気持ちを尊重し、児童が解決の主体となるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施します。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	複雑・多様化する児童相談に適切に対応するため、職員一人ひとりの専門性の向上に取組、児童に関する専門相談機関として、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童に関する専門相談機関として、職員一人ひとりの専門性の向上に取り組みことで児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	児童の意思や気持ち尊重し、子どもが解決の主体となれるプロセスを尊重した適切な相談援助を実施し、職員間の連携を強化し、児童の意思や気持ちを尊重した相談支援に努めました。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
					375	198 241	24時間電話相談（再掲）	■目的・目標：子ども自身や保護者の悩み等に対し24時間いつでも相談できる体制を整えます。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、電話相談によって対応します。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受け付ける体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすいよう工夫しました。夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたっています。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受け付ける体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすいよう工夫しました。年末年始、夜間は民間企業に業務委託し、連携して支援にあたっています。	児童生徒や保護者の相談に即応できるよう、年末年始を含め、24時間相談を受け付ける体制を継続しました。また、全市立学校児童生徒にQRコードを掲載した電話相談紹介カードを配布し、より相談しやすいよう工夫しました。年末年始、夜間は民間企業に業務委託し、必要に応じて連携して支援にあたることができました。	利用者が通話料を負担することなく利用できる、年末年始を含め、24時間SOS電話は文部科学省のフリーダイヤルに一括化するため、メール相談や電話相談においても、子どもたちがいつでも安心して相談できるよう、他部署とも連携しながら、丁寧な相談に努めていく必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
					376	199 224 242	教育相談事業（再掲）	■目的・目標：友人関係やいじめの問題、不登校等に関する相談を行い、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み等について、来所面接相談や電話相談によって対応します。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。令和5年度は心理臨床相談員を2名増員すると同時に、業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の短減に努めました。電話相談では24時間相談を受け付け、他部署と連携しながら、丁寧な相談に努めました。電話相談では土・日・祭日を含め毎日対応できる体制を継続しました。また、ホームページの相談のご案内を改訂し、相談窓口の周知を図りました。	市内2カ所の相談室で友人関係やいじめの問題、不登校に関する相談を行いました。申し込み方法の変更や業務改善を進め、申込から相談開始までの待機日数の短減に努めました。メール相談や電話相談では、ホームページ等での周知やいつでもできる体制を整えたことで、保護者や児童生徒の多くの相談に対応することができました。	市内2カ所の相談室において、不登校、いじめ等に関する相談を受け、保護者と児童生徒の支援を継続的に行うことができました。申し込み方法の変更や業務改善を進め、待機日数を短減することを行いました。メール相談や電話相談においても、子どもたちがいつでも安心して相談できるよう、他部署とも連携しながら、丁寧な相談に努めていく必要があります。	C	教育委員会事務局	教育相談センター		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 3年間の実施状況及び総括(成果・課題等)
施策の方向Ⅴ 相談及び救済

3年間の自己評価(A～Eの5段階評価で入力)
A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:ほぼ目標どおり D:目標を下回った E:事業が廃止

施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	N ₁	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和6年度実施状況	令和7年度の実施状況	3年間の成果	今後（令和8年度以降）の課題	3年間の 自己評価	所管局	所管課
施策の方向Ⅴ 相談及び救済	(24) 関係機関と連携した相談・救済等	45 関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。	35条		377	223	電話相談ホットライン（再掲）	■目的・目標：子どもや保護者等が抱えている悩みの相談・対応を行います。 ■事業概要：学校内外での人間関係などに不安を感じている人や悩んでいる人向けに、電話相談ホットラインを開設し、相談体制の構築を図ります。 電話番号が書かれたカード等を配付して周知することに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録をして周知しました。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、直ちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。 電話番号が書かれたカード等を配付して周知することに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録をして周知しました。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると判断したときに、通報・相談できるように「24時間子供SOS電話相談」が開設されており、緊急を要する場合には関係課に電話を転送して、直ちに対応できる体制を整えています。また、携帯電話やスマートフォンに登録し、番号をタップすると連絡がつく仕組みを導入し、対応しています。 電話番号が書かれたカード等を配付して周知することに加え、児童生徒が活用しているGIGA端末のブックマークに登録するとともに、新たなアイコンも設定して周知しました。	毎年相談窓口を周知することを徹底し、特に長期休業前には、相談先の一覧を児童生徒と確認をしています。また、相談が入った際には、関係各所が連携し、情報共有の下、迅速な支援や対応を行うことができました。	周知するために電話番号が書かれたカードの配布やGIGA端末のブックマークに登録、新たなアイコンの導入もしましたが、周知方法についてさらに徹底するための検討を進めてい必要があります。	C	教育委員会事務局	指導課	
				378	200 225 243	スクールカウンセラーの配置・活用（再掲）	■目的・目標：市立学校における不登校・いじめなどへの対応に、心理の専門性を生かしたカウンセリング等を行うためカウンセラーを配置等し、子ども、保護者を支援します。 ■事業概要：各学校に、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置、派遣し、教職員とは異なる側面から教育相談に応じます。また、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、子ども・保護者への多面的な相談体制の構築を目指します。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	市立中学校・高等学校へはスクールカウンセラーを週1回程度配置、市立小学校・特別支援学校には学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣しました。心理の専門家として、児童生徒や保護者との相談業務だけでなく、教職員へのコンサルテーション、研修の講師、児童生徒の行動観察など、問題の未然防止につながる支援を行いました。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応しました。	スクールカウンセラー配置、学校巡回カウンセラー派遣を通して、児童生徒や保護者との面接によって不安感の軽減・解消ができた、コンサルテーションによって教職員の教育相談力が向上したりするなど、各学校における教育相談体制の構築と児童生徒の安心感の向上に寄与することができました。	子どもが抱える心理的な不安や課題に対する対応のために、学校における心理職の需要が、依然高まり続けています。より効果的な学校巡回カウンセラーの派遣やスクールカウンセラーの配置について検討を進め、需要に対応するとともに、学校の教育相談体制の構築と取組のさらなる推進を支援することを課題と捉えています。	C	教育委員会事務局	教育相談センター		
				379	222 236	スクールソーシャルワーカーの配置事業（再掲）	■目的・目標：不登校やいじめの問題等、子どもが置かれた状況に応じた支援を行います。 ■事業概要：スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関と連携しながら、子どもが置かれている環境の調整を行い、課題を抱えた子どもを支援します。	各区に1名以上（全12名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめの防止等について、連携体制の強化を図りました。	各区に1名以上（全13名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめの防止等について、連携体制の強化を図りました。	各区に1名以上（全14名）のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の相談を受け、関係機関につなげるなど、課題解決への対応を図りました。 定期的に、スクールカウンセラーや児童生徒指導担当者、児童相談所等関係機関の職員との情報共有を行い、子どもへの虐待や体罰防止、いじめの防止等について、連携体制の強化を図りました。	令和5年度から令和7年度まで、毎年1名ずつスクールソーシャルワーカーを増員し、各区2名の体制にできたことで、要請による派遣に加えて学校への巡回訪問の支援をすることができるようになった。また、福祉部局等との連携強化を進めることもでき、相談支援体制の充実を図ることができました。	子どもが抱える心理的な不安や課題に対する対応のために、学校における心理職の需要が、依然高まり続けています。より効果的な学校巡回カウンセラーの派遣やスクールカウンセラーの配置について検討を進め、需要に対応するとともに、学校の教育相談体制の構築と取組のさらなる推進を支援することを課題と捉えています。	C	教育委員会事務局	教育相談センター	
		46 子どもが安心して気軽に相談できるよう、SOSの出し方・受け止め方を伝える取組を行うほか、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用動向を行います。	35条	☆	380	345	かわさき子どもページ（再掲）	■目的・目標：子どもの権利条例や市内の子ども向けイベントについて川崎市ホームページ上に掲載し、子どもの安心・安全な生活や社会参加を支援するために事業を実施します。 ■事業概要：子どもにわかりやすい表現で、条例についてやイベント、相談窓口の情報などを川崎市ホームページ上で発信することで、子どもがより安心して豊かに生活し、社会に参加するきっかけとなるよう支援します。	夏、秋・冬、春の3回に分けて、子どもが参加できるイベント情報を、庁内各部署からの依頼により掲載しました。 各施設や相談機関等の紹介については、リンクの追加修正などを随時行いました。 令和5年3月18日からは、ホームページリニューアルに伴い、子どもの意見を取り入れた新しいページを作成しました。	こどもページのイベントページについて、市ホームページのイベント情報のうち、子どもが参加できるイベント情報を随時、掲載する改修を行いました。 各施設や相談機関等の紹介ページについて、項目の追加や情報の更新等を随時行いました。 令和5年度は、ホームページのGIGA端末からの閲覧が可能となったことにより、利便性の向上に繋がりました。	こどもページについて、第8期川崎市子どもの権利委員会からの意見を踏まえ、人権オンパスバーの分類を新規に作成し、人権オンパスバーの周知と子どもの権利の侵害に関する相談がやすくなるように改修を行いました。 また、各施設や相談機関等の紹介ページについて、項目の追加や情報の更新等を随時行いました。	令和5年度に子どもの意見を取り入れながら、各施設や相談機関等の紹介ページについて、項目の追加や情報の更新等を実施し、利便性の向上に努めました。	今後も子どもの現状に即した更新や必要な情報の掲載等を随時行う必要がありま。定期的に見直しを実施し、大規模更新などが見込まれる場合には子どもの意見を取り入れて進めるなど、関係部署・関係団体と密に連携して、利用者がさらに増えるようにつづつ、さらに利便性を向上させるよう取り組む必要があります。	C	こども未来局	青少年支援室
		☆		381		SOSカードの作成・配布	■目的・目標：学校に通う子どもが気軽に相談できるようSOSカードを作成し配布します。 ■事業概要：増加し続ける児童虐待の早期発見・予防のため、子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図ります（配布枚数141,330枚）。	子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました（配布枚数141,330枚）。	子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました（配布枚数140,460枚）。	子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示したカードを市内の全小・中・高校へ配布し、周知を図りました（配布枚数139,410枚）。	毎年夏休み前に配布することで、児童に、長期間家庭にいない間に相談できる場所があることを伝えることができました。 また、児童虐待防止センター等の電話番号だけでなく、「かながわ子ども家庭110番相談LINE」の友だち追加の二次元コードもカードに明示することで、複数の相談窓口があることを伝えることができました。	子どもだけでなく、広く市民に児童虐待防止センター等を知ってもらうための効果的な普及啓発の取組の仕方を検討する必要があると見込まれる場合には、複数の相談窓口があることを伝えることができます。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
		☆		382		児童相談所等の周知・広報	■目的・目標：児童相談所は子ども自身からの相談も可能であることを広く周知します。 ■事業概要：児童相談所のホームページや広報資料等に子ども自身からの相談も可能なことを記載する等、子どもが安心して気軽に相談できるよう広報します。	川崎市ホームページを活用し、子ども本人からも相談できるように、周知・広報に努めます。子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。	川崎市ホームページを活用し、児童相談所が扱う相談内容の例示や、「かわさき子どもページ」の「相談しとき」の該当ページに児童相談所のリンクを掲載するなどして、子ども本人が相談しやすいよう周知・広報に努めました。 子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の広報を図りました。	川崎市ホームページを活用し、児童相談所が扱う相談内容の例示や、「かわさき子どもページ」の「相談しとき」の該当ページに児童相談所のリンクを掲載するなどして、子ども本人が相談しやすいよう周知・広報に努めました。 子どもが安心して気軽に相談できるよう、各種連絡会議や研修等を活用し、児童相談所の周知を図りました。	川崎市ホームページを活用し、子ども本人が相談しやすいよう周知・広報に努めました。	児童自身が相談しやすい環境を整えるため、ホームページからの相談についても、引き続き周知していく必要があります。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	
		☆		383	287	定時制生徒自立支援事業（再掲）	■目的・目標：様々な課題を持つ定時制生徒の中途退学の防止や進路実現において自立した人材として成長していけるようにする支援を目的としています。 ■事業概要 各定時制高校（4校）内でカフェ形式の生徒の居場所を作り、食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行うことにより、生徒が安心して学校に通い続けられ、中途退学者を減らすとともに、卒業後の自立を支えます。	各定時制高校で年に20回程度、カフェ形式の居場所を開設し、利用した生徒の食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行いました。利用した生徒は、延べ3,796人でした。 内訳 川崎高校 30回 1,759人 川崎総合科学 23回 172人 橋 35回 932人 高津 35回 933人	各定時制高校で年に延べ123回、カフェ形式の居場所を開設し、利用した生徒の食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行いました。利用した生徒は、延べ4,704人でした。 内訳 川崎高校 30回 1,759人 川崎総合科学 23回 172人 橋 35回 932人 高津 35回 933人	各定時制高校で年に延べ143回、カフェ形式の居場所を開設し、利用した生徒の食糧、学習、生活・自立支援、就労支援等を行いました。利用した生徒は、延べ4,704人でした。 内訳 川崎高校 33回 1,935人 川崎総合科学 30回 679人 橋 35回 990人 高津 35回 1,100人	各定時制高校内にあるカフェを毎年多くの生徒が利用し、食事や交流をしたり、相談・個別サポート、キャリアサポート、学習サポート受けたりして、生徒の自立を支えることができました。カフェの開設場所である各定時制高校から、生徒にとってカフェが居心地のいい場所となっているとの意見や、運営事業者からは、生徒が悩みや自分自身のことを持ち明けてくれたり、進路決定の報告に来てくれたりするなど、生徒と信頼関係を築けているという声があがっています。	引き続き事業を継続するとともに各定時制高校の要望を取り入れながら仕様の内容を検討していく必要があります。	C	教育委員会事務局	指導課	
		☆		384	221 235	相談カード「ひとりで悩まないで」の作成、配布（再掲）	■目的・目標：様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できるところを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図るための取組を行います。 ■事業概要：児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行います。	相談カードを118,500枚作成し、市立小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て子どもたちが相談できるような環境づくりを行いました。 児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。	相談カードを118,500枚作成し、市立小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て児童生徒が相談できるような環境づくりを行いました。 また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。	相談カードを116,500枚作成し、市立小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも配布し、様々なところから情報を得て児童生徒が相談できるような環境づくりを行いました。 また、児童生徒が容易に相談しやすくなるため、メールやLINEで相談できるサイトにアクセスできる二次元コードを引き続き掲載しました。	3年間を通して、ペーパーレス化の中でも継続して市立小、中、高校、特別支援学校に在籍する児童生徒のほか、区役所や総合教育センターなどにも紙で配布することで、様々なところから情報を得て児童生徒が相談できるような環境を作ることができました。	引き続き、様々な悩みを抱える児童生徒に対して、相談できるところを紹介し、ひとりで悩むことなく早期解決を図る必要がありま。今後についても、児童生徒、教職員に対して様々な相談機関を記載したカードを配布し、個別の悩みに対して救済する支援を行っていく必要があります。	C	教育委員会事務局	教育政策室	
		☆		385	6 105 227	かわさき共生・共育プログラム（再掲）	■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止を図るための事業を実施します。 ■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生・共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集団づくりを促進します。	「かわさき共生・共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」とことや「自分を表現し、その意見が尊重される、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズを実施しました。安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	「かわさき共生・共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」とことや「自分を表現し、その意見が尊重される、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズを実施し、安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	4月と8月に実施した「かわさき共生・共育プログラム」の担当者を対象とする集合形式の研修や、学校からの要請等による研修において、「個性の違いを認めあうこと」や「自分を表現し、その意見が尊重されること」や、それを「仲間と分かち合うこと」ができる等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、「教育だより」などを活用した広報に努めます。各学校で「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズを実施し、安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	3年間を通し、推進担当者や教職員に向けた研修において、子どもの権利に繋がるエクササイズの紹介を行うことができました。また、令和4年度に始まった「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」について、「教育だより」を活用した広報に努め、その目的や意義の周知を図り、各学校での取組の充実につなげることができました。	引き続き、市立学校において、社会性を育成する「かわさき共生・共育プログラム」を実施し、子どもたちが自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方等のスキルを身に付けるための学びを推進していく必要があります。	C	教育委員会事務局	総合教育センター	